

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のとおり、テキストに誤りがございましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2026過去問テキスト 訂正情報

令和5年

★本テキストは【2026年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問5の問題文4の3～4行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
23	1～2行目	なお、この児童は施設入所等児童ではなく、父の所得額は所得制限額未満であり、母の所得は父の所得を下回るものとする。	なお、この児童は施設入所等児童ではないものとする。	25/2/12
40	肢エの解説2行目	の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13
106	肢Eの解説3～5行目	[一般の事業] 雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0 (失業給付等1000分の6.5+二事業1000分の3.5) 被保険者負担 1000分の6.5 (失業給付等1000分の6.5)	[一般の事業] 雇用保険率 1000分の16.5 事業主負担 1000分の10.0 (失業等給付等1000分の6.5+二事業1000分の3.5) 被保険者負担 1000分の6.5 (失業等給付等1000分の6.5)	25/1/22
124	肢B	B ○ (船員保険法24法)	B ○ (船員保険法24条)	25/5/14

令和6年

★本テキストは【2026年合格目標】キックオフ社労士カリキュラムだけに付属するものです。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
54	肢Eの解説3～4行目	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、選任までの期限(14日以内など)はない。	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、所轄労働基準監督署長への報告義務はない。	25/10/8
56	肢Cの根拠条文及び解説1～2行目	(法66条の8の3) 設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法36条11項(新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務)、41条の2	(法66条の8の3、平31.3.29基発0329第2号) 設問のとおりである。この規定から除かれるのは労働基準法41条の2	25/10/8

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
60	肢Dの根拠条文及び解説	(法88条1項、別表1) 特定機械等が対象となるため、クレーンは規模に関係なく計画の届出が必要となる。	(法88条1項、令12条1項3号、則85条ほか) 設問の届出が必要とされるクレーンから除かれるのは、つり上げ荷重が「3トン未満(スタッカー式クレーンにあっては、1トン未満)」のものである。	25/10/8
88	雇用〔問2〕の解説2段落目	①算定対象期間は、離職の日以前2年間(受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前1年間)であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされるが、私傷病を理由として賃金を受けなかった期間は算定対象期間に加算されない。	①算定対象期間は、原則として離職の日以前2年間であるが、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされる受給要件の緩和がある。設問の場合、Z社の離職の日以前2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日(令和5年11月5日)前の期間は、雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われない。	25/12/10
94	肢エの根拠条文	エ ○ (則120条の2第1項)	エ ○ (則139条の4第2項)	25/12/10
206	肢Aの解説2～3行目	「被保険者」については	「配偶者」については	25/6/11

令和7年

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
106	肢Bの解説	B × (行審法18条1項、2項) 概算保険料額の認定決定の処分がなされ、当該処分に不服がある場合、当該処分があったことを知った日「の翌日から起算して」3か月以内かつ処分の日「の翌日から起算して」1年以内でなければ、「厚生労働大臣に対して審査請求をすることができない」。	B × (行訴法14条1項、2項) 取消訴訟は、処分があったことを知った日から「6か月」以内かつ処分の日から1年以内でなければ、提起することができない。	26/4/8

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
8	問25 (H29-54) の問題2行目	「1年以上10年以下の懲役又は	「1年以上10年以下の拘禁刑又は	25/8/13
9	問23 (R03-1C) の解説1行目	設問のとおりである。「労働者の意思に反して	設問のとおりである。なお、「労働者の意思に反して	25/8/13
49	問122 (H28-3C) の解説1行目	昭63.3.14基発150号。あくまで、	昭63.3.14基発150号。設問のとおりである。なお、あくまで、	26/1/7
69	問164 (R04-2C) の解説1行目	平11.3.31基発168号。使用者が	昭63.3.14基発150号。使用者が	25/10/8
79	問190 (R05-21) の解説2行目	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合、本条に違反する。	与えず、労働時間の始め又は終わりに与える場合は本条に違反するが、設問は「労働時間の途中」に休憩時間を与えることが前提となっており、途中であれば休憩時間の置かれる位置は問わないということである。	25/8/13

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問18 (R06-8) 肢Eの解説 4～5行目	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、 選任までの期限(14日以内など) はない。	なお、選任後は関係労働者に周知すればよく、 所轄労働基準監督署長への報告義務 はない。	25/10/8
23	問22 (R04-8) 肢Cの解説 9～13行目	設問の甲社は、②に該当する(なお、 鉄骨造のビル建設工事の仕事を行う事業であるため店社安全衛生管理者を選任すべき規模は、労働者数が常時20人以上50人未満の場合であり①にも該当する)ため、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。	設問の甲社は、 統括安全衛生責任者を選任しなければならない事業場である ため、店社安全衛生管理者を選任する必要はない。	25/11/12
51	問67 (R06-9C) の解説1 ～3行目	この規定から除かれるのは労働基準法 36条11項(新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務) 、41条の2(高度プロフェSSIONAL制度)の	この規定から除かれるのは労働基準法41条の2(高度プロフェSSIONAL制度)の	25/10/8

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
23	問47 (R06-2) の解説2段落目	①算定対象期間は、離職の日以前2年間(受給資格要件の特例の規定が適用される場合は、離職の日以前1年間)であることから、本問では令和6年2月29日から令和4年3月1日までが算定対象期間となる。なお、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされるが、 私傷病を理由として賃金を受けなかった期間は算定対象期間に加算されない。	①算定対象期間は、 原則として 離職の日以前2年間であるが、疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金を受けることができなかった被保険者については、賃金を受けることができなかった日数を加算した期間(加算後の期間が4年を超えるときは、4年間)とされる 受給要件の緩和がある 。設問の場合、Z社の離職の日以前2年間は令和6年2月29日から令和4年3月1日までであるが、Z社就職日(令和5年11月5日)前の期間は、 雇用保険の被保険者ではないので、受給要件の緩和は行われ ない。	25/12/10
35	問80 (R01-2ㇿ) の解説1行目	設問のとおりである。設問以外の年齢の者の受給資格者に	設問のとおりである。 なお 、設問以外の年齢の者の受給資格者に	25/11/12
101	問224 (R06-5ㇿ) の解説1行目	則139条の4第3項。設問のとおりである。	則139条の4第2項。設問のとおりである。	25/12/10

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
11	問27 (R06-雇8C) の正誤	×	○	25/12/10

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
151	問360 (H28-8D) の解説2 ～3行目	について、必ずしも同一の 被 保険者である必要はない。	について、必ずしも同一の 保 険者である必要はない。	26/4/8

上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
211	図「失業等給付等の全体像」の「教育訓練休暇給付金」枠右			25/1/22

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
155	参考事例の本文7行目	更に平均賃金算定の基礎に参入されない賃金	更に平均賃金算定の基礎に算入されない賃金	25/12/10

労働安全衛生法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
89	表「●特定機械等に係る検査等のまとめ」の行「労働基準監督署長」の列「検査の対象となる主な特定機械等」	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種圧力容器 ・ボイラー* ・クレーン ・デリック ・エレベーター ・建設用リフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種圧力容器 ・ボイラー*¹ ・クレーン ・デリック ・エレベーター ・建設用リフト*² 	26/1/7
89	表「●特定機械等に係る検査等のまとめ」下の※書き	※変更検査及び使用再開検査については、移動式ボイラーを含む。	※1 変更検査及び使用再開検査については、移動式ボイラーを含む。 ※2 建設用リフトについては使用再開検査を除く。	26/1/7
114	1行目	2 ■雇入れ時・作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項)	2 ■雇入れ時・作業内容変更時の教育 (法59条1項・2項、則35条)	25/11/12
120	表「就業制限業務とその業務に就くことができる者(主なもの)」の、業務の区分「大型ボイラー・第一種圧力容器溶接業務」の、「必要な資格」	特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許(溶接部の厚さが一定以下の場合等)	特別ボイラー溶接士免許 普通ボイラー溶接士免許(溶接部の厚さが一定以下の場合等)	25/11/12
120	同表・業務の区分「最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く)業務」の、「必要な資格」	不整地運搬車運転技能講習 建設機械施工技術検定合格 その他厚生労働大臣が定める者	不整地運搬車運転技能講習 建設機械施工管理技術検定合格 その他厚生労働大臣が定める者	25/11/12
120	同表・業務の区分「機体重量3トン以上のブルドーザーの運転(道路上を走行させる運転を除く)業務」の、「必要な資格」	車両系機械運転技能講習	車両系建設機械運転技能講習	25/11/12

労働者災害補償保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
124	下から3行目	ただし、失格するわけではないので、第3順位から	ただし、失権するわけではないので、第3順位から	25/11/12
242	巻末条文第47条の3の5行目	保険給付の支払を1時差し止める	保険給付の支払を一時差し止める	25/12/10

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
187	上から7行目	法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた期間が実施	法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた機関が実施	25/11/12
199	表の区分②	② 上記①の者で、特定一般教育訓練を受け、修了した者	② 特定一般教育訓練を受け、修了した者	26/1/7
221	下から3行目	月の一部のみについて、これらの休業又は休暇をした場合には、	月の一部のみについて、これらの休業又は休暇をした場合には、	25/11/12

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
342	上から2行目	●日雇特例被保険者の保険料額	●日雇特例被保険者の保険料日額	26/3/11
395	巻末条文第40条第1項の末尾	→本書114頁「標準報酬月額等級表」	→本書116頁「標準報酬月額等級表」	26/3/11
413	巻末条文第124条第1項の末尾	→本書340頁「日雇特例被保険者の	→本書342頁「日雇特例被保険者の	26/3/11

国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
99	「1 ■法定免除（法89条）」の条文囲み内の最終行	料に限り、(1)の規定は適用しない。	料に限り、①の規定は適用しない。	26/5/8
268	表の右列、下から2つ目	例えば、賃金変動率が1%減の0.990、物価変動率が1%増の1.010であれば、年金額の改定はなく、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も、前年度と同じになる。	例えば、賃金変動率が1%減の0.990、物価変動率が1%増の1.010であれば、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も、賃金下落率1%で減額改定される。	26/3/11
268	表の右列、下から1つ目	例えば、賃金変動率が2%減の0.980、物価変動率が1%減の0.990であれば、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も物価下落率1%で減額改定される。	例えば、賃金変動率が2%減の0.980、物価変動率が1%減の0.990であれば、67歳到達年度以前の年金額も68歳到達年度以後の年金額も賃金下落率2%で減額改定される。	26/3/11
378 ～ 380	索引	第5章（テキスト253頁）以降の語句の参照先頁数が、すべて「+1」となっていました。	正しい参照先頁数は、本訂正表の末尾3頁をご確認ください。	26/4/8

厚生年金保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
101	図「延滞金利率の取扱いについて」内の数値3箇所			26/4/8

社会保険一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日																
83	表「一般保険料額に係る一般保険料率」の列「被保険者の区分」	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被保険者の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の被保険者</td> <td>疾病保険料</td> </tr> <tr> <td>介護保険第2号被保険者以外の被保険者</td> <td>災害保健料</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人等職員被保険者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の区分		一般の被保険者	疾病保険料	介護保険第2号被保険者以外の被保険者	災害保健料	独立行政法人等職員被保険者		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被保険者の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の被保険者</td> <td>疾病保険料</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療の被保険者等である被保険者</td> <td>災害保健料</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人等職員被保険者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の区分		下記以外の被保険者	疾病保険料	後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	災害保健料	独立行政法人等職員被保険者		26/4/8
被保険者の区分																				
一般の被保険者	疾病保険料																			
介護保険第2号被保険者以外の被保険者	災害保健料																			
独立行政法人等職員被保険者																				
被保険者の区分																				
下記以外の被保険者	疾病保険料																			
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	災害保健料																			
独立行政法人等職員被保険者																				

2026択一強化オリジナル問題集 訂正情報

労働基準法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
32	問65の問題3行目	所定の予告期間及び 予定 手当が必要	所定の予告期間及び 解雇予告 手当が必要	25/12/10

雇用保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
83	問183の解説	法63条1項 6 号。設問のとおりである。	法63条1項 7 号。設問のとおりである。	25/12/10

労働保険徴収法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問40の問題2行目	請負金額に 労務 比率を乗じて	請負金額に 労務費 率を乗じて	26/1/7
29	問56の解説6行目	起算して50日以内 (翌 日起算)	起算して50日以内 (当 日起算)	26/1/7
39	問76の解説3行目	「30日」を経過した日 (翌 日起算) を	「30日」を経過した日 (当 日起算) を	26/3/11
45	問89の解説2行目	日から「50日以内」 (翌 日起算)	日から「50日以内」 (当 日起算)	26/1/7
47	問93の解説1～2行目	なお、保険年度の 中途 に保険関係が 消滅 した場合には、	なお、 前 保険年度より保険関係が 引き続く 場合には、	26/2/4
47	問93の解説6～7行目	日から50日以内 (翌 日起算)	日から50日以内 (当 日起算)	26/1/7

労働一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
20	問36の問題7行目	該空白期間が 1 年以上であるとき	該空白期間が 3 月以上であるとき	26/2/4

健康保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
33	問67の解説4行目	の申出が受理された日「の属する月の末日が到来したとき」に、	の申出が受理された日「の属する月の末日が到来したときは、 その翌日 」に、	26/3/11

国民年金法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
51	問104の解説4～5行目	保険料免除期間を有する者及び保険料未納者も含む。	保険料の一部免除期間を有する者も含まれる。	26/5/8

厚生年金保険法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
15	問27の解説1行目	昭和63年3月31日までの	昭和61年3月31日までの	26/5/8
77	問143の解説3行目	要件を満たしている必要 され 、	要件を満たしている必要 がある 。	26/5/8

社会保険一般常識

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
25	問48の解説2行目	となった場合、後 記 高齢者医療の	となった場合、後 期 高齢者医療の	26/5/8
34	問65の問題	都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村（ 保険者協議会が組織されている都道府県にあつては、関係市町村及び保険者協議会 ）に協議しなければならない。	都道府県は、都道府県医療費適正化計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び保険者協議会に協議しなければならない。	26/4/8
35	問65の解説	高齢者医療確保法9条7項。設問のとおりである。都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めるが、当該計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村（ 保険者協議会が組織されている都道府県にあつては、関係市町村及び保険者協議会 ）に協議しなければならない。	高齢者医療確保法9条7項。設問のとおりである。都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めるが、当該計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び保険者協議会に協議しなければならない。	26/4/8

2026総まとめ講座 訂正情報

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
301	表「■保険者」の行「準備金」の列「全国健康保険協会」	保険給付の1月分（一事業年度当たりの平均額の12分の1）	保険給付の1月分+子ども・子育て支援納付金の1月分に相当する額を超えない範囲内において定める額	26/1/7
301	表「■保険者」の行「準備金」の列「健康保険組合」	保険給付の3月分（当分の間は2月分）+後期高齢者支援金等の1月分	保険給付の3月分（当分の間は2月分）+後期高齢者支援金等の1月分+子ども・子育て支援納付金の1月分に相当する額を超えない範囲内において定める額	26/1/7

索引

あ

遺族基礎年金	137, 214
—の受給権者	221
遺族の範囲	221
一時差止め	289
内払処理	281
運用職員の責務	294
永久均衡方式	255
延滞金	131

か

外国人であった期間の特例(合算対象期間)	153
解散基金加入員に係る措置	320
解散に伴う責任準備金相当額を納付しない場合に 対する罰則	332
改定率の改定方法	261
学生納付特例	112
掛金	314
過誤払充当処理	283
加算額の改定	207
合算対象期間	147
加入員	312
寡婦年金	137, 237
管掌	14
期間計算	48
基金	
—が支給する年金の給付の基準	315
—に係る権限の委任	19
—の解散	307
—の合併	308
—の管理	304
—の規約	304
—の費用の負担	314
—の分割	310

機構

—が行う滞納処分に係る認可等	16
—の役員に対する罰則	333
—への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任	16
—への事務の委託	16
基礎年金拠出金	83
—の額	84
基礎年金番号	73
基礎年金番号通知書	72
基礎年金番号の利用制限等	295
—違反に対する罰則	332
基本年金額	155
救済施策	12
給付水準の下限	258
給付制限	287
絶対的—	287
相対的—	288

給付の種類	137
給付費の負担	81
強制加入被保険者	29
—の資格取得の時期	40
—の資格喪失の時期	41
虚偽の届出等に対する罰則	332
減額改定	207, 227
権限の委任等	15
公課の禁止	280
口座振替による納付	94
厚生年金保険	
—の加入期間の特例	215
—の中高齢の特例	215
公的年金制度	
—加入期間の特例	214
—の沿革	11
国民年金基金	
—の業務・設立等	299
—の趣旨目的及び業務	299
—の種類、組織等	301
—の設立	302
職能型—	301
地域型—	301
国民年金基金連合会	318
—の設立	318
国民年金原簿	74
国民年金事業	
—の運営改善に関する規定	295
—の円滑な実施を図るための措置	295
—の財政	255
国民年金事務組合	331
国民年金制度の目的	12
国民年金手帳	73
国民年金の給付	13
50歳未満納付猶予	115
戸籍事項の無料証明	329
国庫負担	81
子に支給する遺族基礎年金の年金額の改定	227
子の加算額	202

さ

財政検証	256
財政再計算	256
財政の現況及び見通しの作成	255
裁定	138
財務大臣への権限の委任	17
先取特権	133
産前産後期間中の保険料免除	117
3年失権制	196
支給期間	273
—(寡婦年金)	240
支給繰下げの要件等	172
支給停止	
遺族補償による—	228
子に対する遺族基礎年金の—	228

— (遺族基礎年金)	228
— (寡婦年金)	241
— (障害基礎年金)	208
— (付加年金)	236
受給権者の申出による —	278
障害の程度による —	208
障害補償による —	208
所在不明による —	229
所得による —	211, 212
併給等による —	209
支給の繰上げ・繰下げ (付加年金)	235
支給の調整 (死亡一時金)	248
支給要件	
— (寡婦年金)	237
— (死亡一時金)	243
— (脱退一時金)	249
— の原則 (老齢基礎年金)	140
— の特例 (老齢基礎年金)	142
— (付加年金)	234
時効	326
— の特例	328
時効消滅不整合期間	64
事実婚関係	23
失権	
— (遺族基礎年金)	230
— (寡婦年金)	242
— (付加年金)	236
— (老齢基礎年金)	180
失権事由	
子の —	230
配偶者と子に共通の —	230
配偶者の —	230
失踪宣告の取扱い	275
指定代理納付者による納付	94
支払期月	273
死亡一時金	137, 243
— の額	247
死亡者の要件	
— (遺族基礎年金)	218
— (死亡一時金)	243
死亡届を怠った者に対する罰則	333
死亡の推定	274
事務費の負担	82
重婚的内縁関係	24
受給権者等に関する調査	329
受給権者の届出	67
受給権の保護	280
受給資格期間の短縮特例	214
種別の変更	48
障害基礎年金	137, 181
基準障害による —	192
経過措置による —	196
事後重症による —	189
— の失権	213
20歳前傷病による —	194
本来支給 (原則) の —	182
譲渡等の禁止	280
職権改定	204
資料の提供等	330
審査請求及び再審査請求	323
新法・旧法間の調整	286
新法による障害基礎年金の対象者	181
新法の年金給付間の調整	284
政府及び実施機関	20
世代間扶養	7
全部の支給繰上げ	167
増額改定	207, 226
増進改定請求	204
その他障害との併合による改定請求	205
その他の罰則	333
損害賠償との調整	289
た	
第1号被保険者	29
— の届出	50
第2号被保険者	32
第2号被保険者及び第3号被保険者に係る保険料の 特例	93
第3号被保険者	33
— の特例届出	59
— の届出	53
代議員会	305
対象第3号被保険者期間に係る特例措置	62
滞納処分	130
脱退一時金	137, 249
— の額	251
地方厚生局長等への権限の委任	18
中途脱退者に係る措置	320
調査等	329
調整期間	256
追納の額	123
通算年金制度	150
積立金の運用	293
積立方式	7
DV被害者	223
訂正請求等	75
統計調査	331
独自給付	234
督促	130
督促及び滞納処分	315
特定事由に係る申出等の特例	125
特例保険料	125
届出義務	53
な	
2階建て年金	6
2月期支払の年金の加算	273
2審制	323
任意加入被保険者	35
特例による —	37

—の資格取得の時期	43
—の資格喪失の時期	44
年金額	260
—(遺族基礎年金)	225
—(寡婦年金)	240
—(障害基礎年金)	201
—の改定	260
—の改定(遺族基礎年金)	226
—の改定(障害基礎年金)	204
—(付加年金)	235
年金額の端数処理	278
年金手帳	73
納付期限	93
納付受託者の責任	95
納付の辞退	90
は	
配偶者等	23
初めて2級の障害基礎年金	193
罰則	332
被扶養配偶者でなくなったことの届出	56
被保険者に関する調査	329
被保険者に対する情報の提供	77
評議員会	319
付加年金	137, 234
賦課方式	7
付加保険料の納付	88
不整合問題	63
不正受給に対する罰則	332
不正利得の徴収	287
不服申立て	323
振替加算	161
フルペンション減額方式	145
併給調整	241, 284
併合認定	198
—一方が支給停止の場合の—	199
—後発の障害基礎年金が支給停止の場合の—	199
—先発の障害基礎年金が支給停止の場合の—	199
防貧施策	12
保険料	86
—の額	87
—の前納	96
—の徴収	86
—の追納	120
—の通知及び納付	93
—の納付	92
—の納付委託	95
—の納付義務	92
—の免除	98
保険料納付確認団体	296
保険料納付済期間	20, 143
保険料免除期間	22, 146
ま	
マクロ経済スライド	257

未支給年金	276
未届出等に対する罰則	333
免除	
—全額—	103
—半額—	110
—法定—	99
—4分の1—	111
—4分の3—	108
目的及び方法(積立金の運用)	293
や	
役員(国民年金基金)	306
有限均衡方式	255
ら	
両罰規定	334
連合会の設立手続	319
老齢基礎年金	137
—の支給の繰上げ	167
—の支給の繰下げ	172